

「通所支援事業所 Prism」重要事項説明書及び契約書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「利用児童通所支援事業者の指定並びに利用児童通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名称	合同会社EG cordial company
所在地	鹿児島県始良市平松2208番地
電話番号	080-4807-6357
代表者氏名	代表社員 永山 絵梨香
設立年月	令和3年 7月6日

2. 事業所の概要

事業所の種類	通所支援事業所・放課後等デイサービス ・令和7年4月1日指定 第(4654500299)
事業の目的	児童福祉法に基づく指定児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用児童及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な児童発達支援、放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
事業所の名称	通所支援事業所 Prism
事業所の所在地	鹿児島県始良市西餅田1925-12
電話番号	0995-73-4617
FAX 番号	0995-73-4618
管理者氏名	永山 絵梨香
児童発達支援 管理責任者	永山 絵梨香
利用定員	児童発達支援事業・放課後等デイサービス（平日10名）
事業所の運営方針 について	利用児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、利用者児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
開設年月	令和7年4月1日

3. 事業実施地域

始良市、対象区域以外においては必要時対応する。

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日までを除く。		
営業時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後5時 30 分		
サービス提供時間帯	児童発達支援事業	月・金	午前9時00分から午前11時00分 午後0時30分から午後3時30分
		火・水・木	午前9時00分から午前11時00分 午後0時30分から午後5時15分
	放課後等デイサービス	月・金	午後3時30分から午後5時15分

5. 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨2階建て
----	--------

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
指導訓練室	1室	児童発達支援事業・放課後等デイサービス 別時間で利用。
静養室	1室	ソファー
トイレ	1室	洋式トイレ
洗面所		エントランス隅の1区画にあり
準備室		荷物棚

6. 職員の体制

(1) <主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1名		1名	児童発達支援管理責任者業務
児童発達支援管理責任者	1名		1名	管理者兼務、間接支援
児童指導員（保育士）	2名		2名	直接支援
理学療法士	1名		1名	直接支援

当事業所では、利用者に対して通所支援事業・放課後等デイサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
児童発達管理責任者	個別支援計画の作成業務のほか、利用児童またその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術的指導及び助言を行う。
児童指導員	個別支援計画書に基づき、利用児童及びその保護者に対して適切に指導等を行う。

指導員	個別支援計画書に基づき、利用児童及びその保護者に対して適切に指導等を行う。
-----	---------------------------------------

(3) 勤務体系

職種	職務の内容
管理者	9時00分～18時00分
児童発達管理責任者	9時00分～18時00分
児童指導員	8時30分～17時30分
指導員	8時30分～17時30分

7. 主たる対象者

知的障害・発達障害・サービスが必要と市町村から認められた児童。

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

①個別支援計画書の作成。

通所給付決定保護者及び利用児童の移行や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画書を作成します。

②日常生活の包括的な支援。

③集団生活に適應していけるように小集団での支援、アセスメントを行い、園や学校との連携をしながら支援を行っていく。

④利用児童及び保護者の相談を聞き、支援の現状、個別化した支援法などを提供する。

⑤希望により、事業所所有の車両により、利用児童の自宅または学校・園と事業所間の送迎を行う。

(2) 利用料金

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額となります（児童福祉法第21条の5の2の第4項）※法改定により変動します。通常、サービス利用料金の9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費を代理受領する場合には、保護者は利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます（同法第21条の5の7第11項）利用者負担の軽減措置にて、3歳からの未就学の児童に関しては、利用者負担が無料になります。（申請は必要ありません）。それ以外の年齢の児は、1割負担になりますが、市町村によって無料になります。※始良市は市町村にて負担。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供にあたっての基本条件

対象年齢：0歳から小学校6年生

利用回数：原則として週2回以上の利用が可能な児童。

(2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行ったり、行事等で契約日以外にサービスの実施を行ったりすることがあります。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(3) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせ下さい。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願い致します。

(4) 利用者からの中途解約利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の一ヶ月前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(5) 利用者からの契約解除

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるデイサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が守るべき義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける可能性がある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(6) 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者が他の利用者の療育活動、相談活動の妨げや、生命・身体・精神・財物・信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないと事業者が判断した場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の療育活動、相談活動の妨げや、生命・身体・精神・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続し難い事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないと事業者が判断した場合
- ③ 利用者が利用の中止を事業者に対して申し出なく、事業者側からも連絡がとれないといった状況が繰り返し行われた場合
- ④ 出席率が60%未満となった場合（出席率の算出は、クールごと（9月及び3月）に行う）※但し、入院や心身の不調、天災や事故など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ⑤ その他、事業所が利用者との契約の継続が合理的に困難と判断した場合。

10. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認 本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、発達支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

11. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、都道府県、市町村、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止に関する担当者：永山 絵梨香

13. 身体拘束の禁止について

事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又は利用者の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

14. 非常災害時の対応について

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係 機関への通報及び連絡体制を整備し それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	管理者 永山 絵梨香
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	誘導灯 消火器 カーテンなどは、防災機能のあるものを使用しています。 震災に備えての備蓄 救急バック
消防計画	消防署への届出日 (令和7年3月11日) 防災管理者 永山 絵梨香

15. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。

15. 協力医療機関

医療機関名称	立花こどもクリニック
医院長名	始良市松原町2丁目27-12
所在地	立花 師子
電話番号	0995-73-3888
診療科	小児科

16. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談窓口）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 対応者 永山 絵梨香
- 電話番号 080-4807-6357
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前10時00分～午後4時00分

(2) 当事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または鹿児島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

市町村の窓口 始良市 福祉部長寿・障害福祉課障害者福祉係

○所在地 始良市宮島町25番地

○電話番号 0995-55-8140

○FAX番号 0995-65-6964

鹿児島県の窓口 始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査係

○所在地 霧島市隼人町松永3320-16

○電話番号 0995-44-7963

○FAX番号 0995-44-7968

鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会

○所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター5階 生活支援部内

○電話番号 099-286-2200

○FAX番号 099-257-5707

17. 業務継続計画の算定等

事業所は、感染症が非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で想起の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

- ① 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めます。

18. 他事業所との連携について

当事業所は、下記の機関と連携し支援をしていきます。連携の際は、保護者の同意を確認します。

- ① 相談支援事業所
- ② 他通所支援事業所
- ③ 行政機関
- ④ 園や学校
- ⑤ 医療機関等

19. ご利用にあたっての留意事項

- ① 感染症について、利用児童がインフルエンザなどの他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はお控えください。
- ② 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
- ③ 貴重品や自己管理ができないものは、事業所への持ち込みはお控えください。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。